

## 富山県障害者差別解消ガイドライン(たたき台)の概要

## 1 ガイドライン策定の趣旨

## (1) 背景

- ・ 平成 18 年に障害者権利条約が国連で採択されるなど、国際的に障害者の権利擁護の取組みが進展している。
- ・ 国では、条約の趣旨を踏まえ、障害者基本法で差別解消の基本原則を規定し、また、それを具体化する障害者差別解消法を平成 25 年 6 月に新たに制定するなど国内法を整備し、平成 26 年 1 月に条約を批准した。
- ・ 県では、昨年 12 月に「障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例」を制定し、障害を理由とする差別を禁止し、障害の有無によって分け隔てられることのない社会づくりに県民を挙げて取り組むこととしている。

## (2) 目的

障害を理由とする差別の禁止を徹底するため、障害のある人の日常生活や社会生活に関する分野において特に配慮すべき事項を定めるもの

## (3) 位置付け

条例第 8 条第 3 項に基づき、国の「基本方針」や「事業者が適切に対応するための指針」を踏まえて作成

## (4) 対象者

## ア 配慮等される人(=障害のある人)

身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む)その他の心身の機能の障害がある人であって、障害や社会的障壁によって継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人(法の定義と同じ)

## イ 配慮等をする人(=何人も)

障害の有無にも、個人・法人の別にも、営利・非営利の別にもかかわらず、あらゆる人(事業者、機関等を含む)を指す。

## (5) 対象分野

日常生活や社会生活に関するすべての分野

## (6) その他

今後の国の動向や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

## 2 障害を理由とする差別とは

## (1) 障害を理由とする不利益な取扱い

## ア 定義

- ・ 「正当な理由なく」、障害を理由として、商品・サービス等の提供や必要な対応を拒否したり、制限したり、条件を付けたりして、障害のある人の権利利益を侵害すること。
- ・ 障害のない人と事実上平等にするための特別対応等は、不利益な取扱いではない。

## イ 正当な理由とは

- ・ 客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合
- ・ 個別の事案ごとに、障害のある人、その取扱いを行う人、第三者の権利利益（例：安全の確保、事業の目的・内容・機能の維持、損害発生防止等）について、具体的場面やその場の状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要
- ・ 「事故が起こるかもしれない」「危険かもしれない」等の抽象的な理由は、正当な理由にはならない。

### (2) 分野別にみた「障害を理由とする不利益な取扱い」

分 野		障害を理由とする不利益な取扱い
福祉サービス	障害のある人に福祉サービスを提供する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 障害を理由として、福祉サービスの提供を拒否したり、制限したり、これに条件を付けるなど不利益な取扱いをすること 〔 障害のある人の生命や身体保護のためやむを得ないと認められる場合など正当な理由がある場合を除く。 〕</li> <li>◆ 障害を理由として、障害のある人の意に反して障害者支援施設などへの入所や入居を強制すること。 〔 障害者総合支援法に規定する相談支援が行われた場合など正当な理由がある場合を除く。 〕</li> </ul>
医療	障害のある人に医療を提供する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 障害を理由として、医療の提供を拒否したり、制限したり、これに条件を付けるなど不利益な取扱いをすること 〔 障害のある人の生命や身体保護のためやむを得ないと認められる場合など正当な理由がある場合を除く。 〕</li> <li>◆ 障害を理由として、障害のある人の意に反して長期間の入院などの医療を受けることを強制したり、隔離すること 〔 法令に特別の定めがある場合を除く。 〕</li> </ul>
商品販売・サービス	障害のある人に商品を販売したり、サービスを提供する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 障害を理由として、商品の販売やサービスの提供を拒否したり、制限したり、これに条件を付けるなど不利益な取扱いをすること 〔 その障害の特性により他のものに対し提供するサービスの質が著しく損なわれるおそれがあると認められる場合など正当な理由がある場合を除く。 〕</li> </ul>
労働・雇用	労働者の募集や採用を行う場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 障害を理由として、応募や採用を拒否したり、これらに条件を付けるなど不利益な取扱いをすること 〔 従事させようとする業務を適切に遂行することができないと認められる場合など正当な理由がある場合を除く。 〕</li> </ul>
	障害のある人を雇用する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 障害を理由として、賃金や労働時間等の労働条件、配置（業務の配分や権限の付与を含む）、昇進、教育訓練、福利厚生について不利益な取扱いをしたり、解雇したりすること 〔 業務を適切に遂行することができないと認められる場合など正当な理由がある場合を除く。 〕</li> </ul>

分 野		障害を理由とする不利益な取扱い
教育	障害のある人に教育を行う場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 障害のある児童・生徒の年齢や能力に応じ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするために必要な指導や支援を講じないこと</li> <li>◆ 本人やその保護者への意見聴取や必要な説明を行わずに、又はこれらの者の意見を十分に尊重せずに、就学すべき学校を決定すること</li> </ul>
建築物の利用	障害のある人が多数の者が利用する建物その他の施設を利用する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 障害を理由として、建物やその他の施設の利用を拒否したり、制限したり、これに条件を付けるなど不利益な取扱いをすること</li> </ul> <p style="margin-left: 20px;">〔 建物等の構造上やむを得ない場合、障害のある人の生命や安全の保護のためやむを得ないと認められる場合などの正当な理由がある場合を除く。 〕</p>
交通機関の利用	障害のある人が交通機関を利用する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 障害を理由として、交通機関の利用を拒否したり、制限したり、これに条件を付けるなど不利益な取扱いをすること</li> </ul> <p style="margin-left: 20px;">〔 交通機関の車両等の構造上やむを得ない場合、障害のある人の生命や安全の保護のためやむを得ないと認められる場合などの正当な理由がある場合 〕</p>
不動産取引	障害のある人や障害のある人と同居する者等と不動産の取引を行う場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 障害を理由として、不動産の売却、賃貸、転貸、賃借権の譲渡を拒否したり、制限したり、これに条件を付けるなど不利益な取扱いを行うこと</li> </ul> <p style="margin-left: 20px;">〔 建物の構造上やむを得ないと認められる場合などの正当な理由がある場合を除く。 〕</p>
情報の提供	障害のある人から情報提供を求められた場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 障害を理由として、情報の提供を拒否したり、制限したり、これに条件を付けるなど不利益な取扱いをすること</li> </ul> <p style="margin-left: 20px;">〔 その情報を提供することにより他者の権利利益を侵害するおそれがあると認められる場合など正当な理由がある場合を除く。 〕</p>
意思表示の受領	障害のある人が意思を表示する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 障害を理由として、意思の表示を受けることを拒否したり、制限したり、これに条件を付けるなど不利益な取扱いをすること</li> </ul> <p style="margin-left: 20px;">〔 障害のある人が選択した意思表示の方法では障害のある人の表示しようとする意思を確認することに著しい支障がある場合など正当な理由がある場合を除く。 〕</p>

### (3) 合理的配慮の不提供

#### ア 定義

- ・ 合理的配慮とは、障害のある人から「配慮を求める意思表示」があった場合に、「過重な負担とならない範囲で」社会的障壁を取り除くために必要で配慮を行うこと。
- ・ このような配慮を行わないことで、障害のある人の権利利益が侵害される場合は、差別にあたる。
- ・ 事業等の目的や内容、機能の本質的な変更には及ばないもの
- ・ 障害のない人と同等の機会の提供を受けるためのもの
- ・ 障害の特性や具体的状況等に応じて異なり、多様で個別性の高いもの
- ・ 障害のある人の状況を踏まえて、代替手段の選択も含め、当事者間の対話による相互理解を通じて、柔軟に対応されるもの
- ・ 技術の進展や社会情勢の変化等に応じて変わり得るもの

#### イ 配慮を求める意思表示

##### ① 表明する者

- ・ 障害のある人本人
- ・ 本人が意思表示をすることが困難な場合には、家族や介護者など本人を補佐して行うことも可

##### ② 表明の方法

言語（手話を含む。）のほか、点字、拡大文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達など、障害のある人が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段による。

##### ③ その他

意思の表明がない場合であっても、必要な配慮が明らかな場合は、適切な配慮をするために、障害のある人に話しかけるなど、自主的に必要な配慮を行うことが望ましい。

#### ウ 「過重な負担」の判断基準

- ・ 個別の事案ごとに、次の判断要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要  
事務・事業への影響の程度 / 実現可能性の程度 / 費用・負担の程度  
事務・事業規模 / 財政・財務状況
- ・ 過重な負担に相当すると判断した場合は、障害のある人にその理由を説明し、理解を得るよう努めることも大切

#### エ 環境整備との関係

- ・ 合理的配慮を必要とする障害のある人が多数見込まれる場合、障害のある人との関係性が長期にわたる場合等には、その都度の合理的配慮の提供ではなく、環境整備を考慮に入れることも必要
- ・ 環境の整備には、施設等のバリアフリー化、意思表示やコミュニケーション支援のためのサービス・介助者・支援者等の人的支援、障害のある人による円滑な情報の取得・利用・発信のための情報アクセシビリティの向上のほか、職員や従業員に対する研修等も含む。

### 3 「障害を理由とする不利益な取扱い」や「合理的配慮の提供」の具体例

- ・ 分野ごとに、「不利益な取扱いに該当する可能性がある例」と「望ましい合理的配慮の例」を記載
- ・ 障害ごとに、「主な特性」と「障害特性を踏まえた対応」を記載

### 4 相談体制と紛争解決のしくみ

#### (1) 地域相談員や広域専門相談員による相談対応

障害を理由とする差別を解消するため、地域相談員や広域専門相談員が相談に応じ、必要な助言や情報提供、関係者間の調整を行う。

#### (2) 富山県障害のある人の相談に関する調整委員会

- ・ 相談対応では解決できない場合は、障害のある人等は、県に対して助言・あっせんの申立てができる。
- ・ 県は「富山県障害のある人の相談に関する調整委員会」に対し、助言・あっせん手続きの開始要請を行い、解決を図る。